

保健師助産師看護師国家試験出題基準の改定について

I. はじめに

保健師助産師看護師国家試験出題基準は、保健師、助産師及び看護師として必要な知識及び技能として適切な範囲及び水準を明確に示すため、保健師、助産師については平成10年、また、看護師については平成12年に公表し、活用されてきたところである。平成16年には、医療安全への国民のニーズの高まりや医療における人権への配慮がより一層求められるなどの社会状況の変化といった医療の実状等、看護を取り巻く状況を踏まえた改定を行った。特に看護師については、看護師国家試験への必修問題の導入に伴い、看護師にとって特に重要な基本的事項を示した。

近年、人々の療養の場はますます多様化しており、在宅や地域で療養する人々を支えることや、災害若しくは虐待などの社会問題への対応といったことも重要な課題となっている。このような状況の中、これまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている看護職員の資質の向上を図るため、平成19年4月にとりまとめられた「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」を受け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正され、看護基礎教育カリキュラムが改正されたところである。一方、平成20年3月にとりまとめられた「保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書」において、国家試験出題基準については、看護を取り巻く近年の状況を踏まえ、看護師国家試験の必修問題を強化するため出題範囲の拡大について検討することが提言された。そこで、平成20年7月より医道審議会保健師助産師看護師分科会のもとに保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を設置し、保健師助産師看護師国家試験出題基準について、ワーキンググループでの検討を含め、5回にわたって議論を重ね、改定を行ったところである。

II. 改定の概要

1. 全体的事項

- 近年の医療や看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要さが増していると考えられる教育内容に関する項目の精選と充実を図った。
 - ・薬剤の用法や薬効の理解、緊急時の対応、看護倫理及び看護技術等に関する項目の充実を図った。
 - ・大・中・小項目のそれぞれの位置付けを再確認し、中項目間あるいは中項目と小項目との整合性を図った。
- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、平成21年度より適用となる看護基礎教育カリキュラムの改正内容を踏まえて見直した。
 - ・保健師、助産師については平成22年より、看護師については平成24年より従来の看護基礎教育カリキュラムで学んだ卒業者と改正後のカリキュラムで学んだ卒業者が混在することから、両者が同じ保健師助産師看護師国家試験の問題で受験する場合であっても、互いに不利益を被ることがないような内容とした。

2. 保健師国家試験

「地域看護学Ⅰ」では、保健師活動の基盤となる概念、活動方法及び地域の人々の行動について、中・小項目を整理し充実を図った。

「地域看護学Ⅱ」では、地域住民への直接的な支援技術について、中・小項目の表現と内容を整理し充実を図った。

「地域看護学Ⅲ」では、地域の健康水準を向上させるための保健活動を開拓する方法について、大・中・小項目の表現と内容及び項目間の整合性を図り、項目を充実した。

「地域看護学Ⅳ」では、学校保健、産業保健、在宅ケア・在宅看護に加え、地域において健康危機管理が最も必要である災害と保健活動を取り上げ、それぞれの場と状況における知識と技術項目の充実を図った。

「保健医療福祉行政論」では、保健医療福祉行政の考え方に関する中・小項目の整理を行い、最近の保健医療福祉行政の方向性を踏まえて、社会保障の理念と仕組みなど新たな内容を含めた。

「疫学・保健統計」では、地域診断や保健医療情報の有効活用に必要な知識や技術項目である中・小項目を整理し充実を図るとともに、注目されている概念や疾病・障害分類などについて新たな内容を盛り込んだ。

3. 助産師国家試験

「基礎助産学」では、従来、中項目までであった項目には、できる限りの小項目を明示し、近年解明された疾患や注目されている異常については小項目に追加した。

「助産診断・技術学」では、妊娠、分娩、産褥、新生児期、乳幼児期にある対象とその家族についての「診断」を示し、ケアについては、各時期で「正常経過にある対象」と「正常経過からの逸脱及びハイリスク状態にある対象」に分けて実践に必要な基礎能力を示した。特に正常とリスクの境界領域にある状態の診断と対処及びケアができるよう追加した。また、診察技術については、従来、周産期各時期に分けて示されていたものを、複数の時期で用いる技術も多いことから、大項目「基礎助産技術」としてまとめるとともに、近年の周産期医療の現状を踏まえ、緊急時の対応と救急処置・母体及び新生児搬送の適応を盛り込み、時代のニーズに合う助産技術の強化を図った。

「助産管理」では、医療安全対策や災害対策をはじめ、現在の周産期医療の現場が抱える問題に考慮して新たな内容を盛り込み、助産所、病院・診療所双方での問題に対処できるよう助産管理の実際について強化した。

4. 看護師国家試験

「必修問題」では、必修問題の対象となる基本的知識及び技術は重要であることから、これらの基本的かつ重要な事項を問う問題を強化するための出題数が増加される。それらに対応するため、出題範囲を拡大することとし、出題範囲の全領域にわたり小項目数の拡大を図った。特に看護活動の場の拡大や活動内容の多様性、基本的看護技術の充実を念頭に置いた。

「人体の構造と機能」では、新しい生命科学の知識を看護の専門基礎教育に導入するために「生命と恒常性(ホメオスタシス)」を設け、遺伝学の要素を取り入れた。さらに、「発生」と「老化」は看護に不可欠な要素と考え、大項目を「生殖と老化」とし、中項目に「発生」を追加した。

「疾病の成り立ちと回復の促進」では、薬物療法を他の治療法から独立させ、薬物療法に対する理解について強化を図った。また、アレルギー性疾患や自己免疫疾患など、本来は生体にとって有利に作用するはずの免疫応答が逆に生体に害をもたらしてしまう「免疫機能の障害」を追加した。

「社会保障制度と生活者の健康」では、施設から地域へと看護の役割が拡大していることに伴い、社会保険制度全般と社会福祉法の内容の充実を図った。また、生活者を取り巻く社会情勢・健康問題等の変化をふまえて、人口構造・就業構造、環境と健康との関連、看護職員の確保・労働に関する視点を追加した。

「基礎看護学」では、拡大し多様化してきた看護の役割を踏まえて、看護学と看護実践の基本となる諸概念、基本的看護技術の基礎知識、社会における看護活動と看護の役割について問うこととし、変化を加味して特に小項目の充実を図った。

「在宅看護論」では、在宅等療養者には特に残存機能を十分に発揮させ、自立を促していくための看護の重要性を理解し、その能力をアセスメントし、在宅看護計画に反映させていくための基礎的知識の充実を図った。また、医療機関から引き続き提供されていく看護、幅広い対象者が在宅看護を必要としているという視点から「訪問看護ステーションの理解」を追加した。

「成人看護学」では、成人の生活と健康、成人を援助するときの基本的なアプローチ、機能障害への観察技術、検査や治療に伴う安全管理に関する知識を基盤に、多様な健康問題をもつ患者の看護実践に必要なアセスメント及び看護援助に関する知識、技術を重視した。さらに、時代の変化に対応した疾患を選択して充実を図った。

「老年看護学」では、高齢者の看護を行うには、高齢者を生物学的、社会学的な変化の中でとらえ、老いて生きる人々の生活とそれをとりまく社会の視点で高齢者の多様性を全人的に理解する必要があるという理解の上に立って、歳を重ねること(エイジング<加齢>)に伴う生活の変化や、老年者に特有な症候・疾患・障害をもつ高齢者とその家族の健康生活を支える看護を実践していくための知識、技術について充実を図った。

「小児看護学」では、「子どもの人権」を意識して全体を見直し、追加修正した。また、医療の動向から「在宅における子どもと家族の看護」を追加した。

「母性看護学」では、性と生殖に関する健康の視点から、新しい家族の誕生期及び女性のライフサイクル各期にある人々の健康生活を看護するために必要な知識と技術について充実を図り、チーム医療の視点を追加した。

「精神看護学」では、大きく変化する精神保健医療福祉の状況で、看護師には、生物学的、心理学的、社会学的側面及び精神と身体の健康や状況の相関について総合的に判断し、多職種とチームを組んでケアを提供することが求められる。そこで、精神の健康に関する基本概念と基礎知識、精神疾患の診断・検査と治療、入院患者の権利擁護、精神障害者の包括的リハビリテーションについて充実を図った。